

広告料金適用について

(2018年1月)

1. 記事下基本料金

- (1) 1回の出稿が1段未満の記事下広告(案内広告、地方版広告、規格ものを除く)に適用します。
- (2) 次の広告は出稿量、契約に関係なく基本料金を適用します。
 - (イ) 死亡広告
 - (ロ) 災害広告
 - (ハ) 有価証券および物件等の紛失広告
 - (ニ) 謝罪広告
 - (ホ) 決算広告および増減資、株式、社債等の法定広告またはこれに準ずる広告
 - (ヘ) 選挙広告
 - (ト) その他本社が基本料金適用としたもの

2. 記事下契約料金

- (1) 1回の出稿が1段以上の記事下広告に適用します。
- (2) 2回以上出稿される場合は、事前に6ヵ月以内の出稿計画(合計段数および契約期間)を提示していただくことにより、その合計段数に対応する料金を適用します。
- (3) 出稿契約は、全国版出稿と各本社版出稿があります。それぞれが6ヵ月以内の出稿段数に応じて「1段以上3段未満」から「500段以上」まで20通りのランクがあります。該当するランクの契約料金をご覧ください。
- (4) 東京本社版は北海道支社版の併載が原則となります。
- (5) **変形広告** 定型記事下広告以外の特殊スペースに出稿される場合は、契約料金の25%増しとします。
- (6) 契約期間中に投稿段数増のお申し出があった場合は、お申し出があったその月以降の出稿分について新たな合計段数に応じた料金を適用します。

- (7) 契約期間内の投稿段数が契約段数に満たない場合は、契約月にさかのぼって契約を更改し、新条件に応じた料金を適用します。
- (8) 以上の料金適用は、同一広告会社扱いを原則としますが、複数の広告会社を経由する投稿契約をご希望の場合は、事前に当社にご相談ください。所定の条件を満たすことにより、合算した契約料金を適用します。

3. 指定料金

- (1) **面指定** 掲載面を指定される場合には、別途指定料金を申し受けます。指定料金は、面によって異なります。お申し込みの際、掲載希望面をご指定ください。各面の料金は3～5ページの「指定料金」をご覧ください。統合版については、面の指定はできません。
- (2) **特定日指定** 2018年度の特定日は、4月1日(日)、4月2日(月)、9月30日(日)、10月1日(月)、2019年1月1日(祝・火)、1月3日(木)、3月29日(金)、3月30日(土)、3月31日(日)です。特定日に掲載を希望される場合は、別途特定日指定料金を申し受けます。※特定日以外で日付指定料金を申し受ける場合があります。

4. その他

- (1) **切替料金** 各本支社版内で、原稿の切替を希望される場合および降版後の原稿の訂正は、所定の切替料金をいただきます。
- (2) 契約料金適用の原稿の中に人事募集が入った場合は、その部分に対し基本料金を適用します。
- (3) 広告料金表に記載された金額には制作費および製版代は含まれていません。
- (4) 広告料金表に記載された金額には消費税は含まれていません。
- (5) **キャンセル料金** 広告主の都合で掲載日直前に掲載を取り消した場合、原則として広告料金分全額をキャンセル料金として申し受けます。